

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会副会長・監事の選任について

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約（抜粋）

（組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、岩国市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は、他の役員を兼ねることができない。

委員			
岩国市	副市長	杉岡 匡	会長
いわくにバス株式会社	代表取締役	上田 純史	
防長交通株式会社	乗合営業部長	河合 貴志	
錦川鉄道株式会社	代表取締役社長	廣田 幹	
西日本旅客鉄道株式会社	課長	木村 善栄	
一般社団法人山口県タクシー協会	理事	吉岡 清治	
岩国柱島海運株式会社	代表取締役	笹川 清	
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	交通対策課長	中岡 浩太	
山口県岩国土木建築事務所	維持管理課長	小野 理	
岩国市自治会連合会	副会長	藤川 克己	
由宇地区自治会連合会	会長	重本 明己	
玖珂地域自治会連合会	会長	吉田 隆興	
本郷町自治会連合会	会長	松原 和彦	
周東町自治会連合会	会長	木村 時寛	
錦町自治会連合会	会長	常森 肇	
美川自治会連合会	会長	濱田 敏和	
美和地域自治会連合会	会長	谷口 和正	
国土交通省中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画専門官	舘 昭憲	
山口県岩国警察署	交通官	梅本 正人	

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約（第5条別表に追記）